

「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例」の検討にあたり、  
参考となる他自治体の条例事例 (②目的)

1. 自治全般に関する条例の事例

(1) ニセコ町まちづくり基本条例

(目的)

第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

(2) 杉並区自治基本条例

(目的)

第1条 この条例は、杉並区(以下「区」という。)における自治の基本理念を明らかにするとともに、区民の権利及び義務、事業者の権利及び責務、区政運営の基本原則並びに区民及び事業者(以下「区民等」という。)の区政への参画及び協働の仕組みに関する基本となる事項を定めることにより、自立した自治体にふさわしい自治の実現を図ることを目的とする。

(3) 多摩市自治基本条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治の基本原則を定め、市民、市議会及び市長をはじめとする多摩市(以下「市」といいます。)の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。

(4) 大和市自治基本条例

(目的)

第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。

(5) 「文の京」自治基本条例

(目的)

第1条 この条例は、文京区の自治の基本理念としての協働・協治の考え方並びに区民、地域活動団体、非営利活動団体及び事業者の権利と責務並びに区の責務を明らかにするとともに、協働・協治の基本的事項を定めることにより、豊かな地域社会を実現することを目的とする。

(6) 足立区自治基本条例

(目的)

第1条 この条例は、足立区(以下「区」という。)の自治の基本理念並びにこれを実現するための区政運営の基本原則及び基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨を実現することを目的とする。

## (7) 川崎市自治基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市における自治の基本理念と自治運営の基本原則を確認し、自治運営を担う主体である市民、議会及び市長その他の執行機関(以下「市長等」といいます。)の役割、責務等を明らかにするとともに、行政運営、区の在り方、自治運営の基本原則に基づく制度等本市の自治の基本を定めることにより、市民自治を確立することを目的とします。

## (8) 中野区自治基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、中野区の自治の基本原則を明らかにするとともに、区民の権利及び責務並びに区議会及び執行機関の責務等、行政運営及び区民の参加の手續等の基本的な事項について定めることにより、区民の意思を反映させた区政運営及び区民の自治の活動を推進し、もって安心して生き生きと暮らせる地域社会を実現することを目的とする。

## (9) 三鷹市自治基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、三鷹市における自治の基本理念と基本原則及び自治機構と自治運営の基本的な仕組みを定め、市民の信託に基づく市議会及び市長等の役割と責任を明らかにするとともに、市民自治による協働のまちづくりを推進し、もって日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を図ることを目的とする。

## (10) 豊島区自治の推進に関する基本条例

### (目的)

第1条 この条例は、豊島区の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、区民、区議会及び区長についてのそれぞれの役割並びに区政運営に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とする。

## 2. 参加及び協働に関する条例の事例

### (1) 西東京市市民参加条例

#### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、西東京市(以下「市」という。)の市政運営における市民参加の基本的な事項を定めるとともに、市民と市の役割を明らかにすることによって相互の協働によるまちづくりを推進し、もって地域社会の発展を図ることを目的とする。

### (2) 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

#### (目的)

第1条 この条例は、市民参加と市民協働の推進に関する基本的な事項を定めることにより、その一層の推進を図ることを目的とする。

### (3) 大田区区民協働推進条例

#### (目的)

第1条 この条例は、協働の推進に関し、基本理念を定め、区民、区民活動団体、事業者及び区の役割を明らかにするとともに、区が行う基本施策を定めることにより、区民、区民活動団体、事業者及び区が協力し、及び連携して公益の増進を図り、もって豊かで魅力に満ちたまちづくりを実現することを目的とする。

#### (4) 中野区区民公益活動の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、区民の公益活動の推進に係る基本理念を定め、区民、区民公益活動を行う団体、事業者及び中野区(以下「区」という。)の役割を明らかにするとともに、区民の公益活動に関する基本的な事項を定めることにより、区民の公益活動の推進を図り、もって豊かな地域社会を実現することを目的とする。

#### (5) 八王子市市民参加条例

(目的)

第1条 この条例は、市民参加に関する基本的な事項を定めることにより、市民の市政への参加を推進することを目的とする。